

## ウェラン対ジャスロー事件の解説

(判決訳文は弁理士会パテント誌 1988 年 11 月号～1989 年 1 月号に掲載。松田等)

### 1. 始めに

本判決は、米国におけるプログラムの著作権に関する判決であるが、わが国にも事実上大きな影響があると考えられ、また特許制度にも密接な関係のある判決である。

米国は、テープレコーダ等の新技術の急速な発展に対応するため、1974 年著作権法を全面的に改正した。更にコンピュータプログラムに関する著作権法改正勧告(コンツレポート)を受けて、1980 年、著作権法を部分的に改正し、コンピュータプログラムに関するそれまでの著作権法上の懸案を解決した。しかし、それでもなお、プログラムに関する著作権法上の疑問が種々残った。

本判決は、そのような種々の問題の中の一つに関するものであって、著作権がプログラムのどの範囲まで及ぶかという著作権の保護範囲に関する判決である。以下その判決内容を簡単に説明する。

### 2. 本判決の要旨

#### (1) 事実

控訴人である Rand Jaslow の Jaslow 社は、被控訴人である Whelan 社に自社のデンタラボ業務処理用プログラムの開発を発注した。その作成されたプログラムは、Dentalab プログラムと呼ばれ、IBM シリーズ 1 というコンピュータで稼働する EDL 言語で書かれたプログラムであった。そのため、その Dentalab プログラムは、他の多くの小さなデンタラボが使っている他の種類のコンピュータでは使うことが出来なかった。

そこで、Rand Jaslow は、Dentalab プログラムと実質的に同じ機能を持ち且つ各種コンピュータで、より広く使うことの出来るプログラムの方が市場性が高いとして、BASIC 言語で Dentcom プログラムを作成した。

#### (2) 訴訟

1983 年 Whelan 社はペンシルバニア州地裁に、その Dentcom プログラムは自社の Dentalab プログラムの著作権を侵害するとして、訴訟を起こした。

これに対して、裁判所は、Dentcom プログラムは、Dentalab プログラムとは異なる言語で書かれており、また Dentalab プログラムの直接的な書換え

(transliteration) ではないことは認めたが、その構造(structure)及び全体の組織(organization)が実質的に類似しているため、実質的に Dentalab プログラムに類似していると認定し侵害を認めた。

被告の Rand Jaslow は、裁判所が、単に全体の構造のレベルにおいてのみ両プログラム間に類似性を認めているに過ぎなく、プログラムコードのレベルにおいては類似性を認めていないことを指摘し、本来著作権は著作物の表現を保護するものであって構造は保護しない以上、著作権侵害は成立しないとして控訴した。

### (3) 控訴判決

(a) 映画や小説の場合、そのプロット(構造)の同て性という観点から著作権侵害が成立する場合があると認められているように、プログラムについてもアナロジーからコードの模倣がなくても著作権侵害が成立しうる場合がある点、(b) 実用的作品の場合の目的、機能に着目し、そこから表現とアイデアとの区別を行うという基準を導入し、それに従えば Dentalab プログラムの構造は表現と考えられる点、(c) 本件の両プログラムの構造は実質的に類似している点バ d) Rand Jaslow は Dentalab プログラムにアクセスしていた点等から、裁判所は前記地裁の判決を支持し、Rand Jaslow の著作権侵害を認めた。

### 3. 評釈

本判決がはらむ問題点は多く存在するが、弁理士の立場からみて、次の点が関心あるところである。

(1) 小説についての著作権理論をプログラムに及ぼし、プログラムの構造に著作権が及び得る場合があるとする点。

(2) アイディアと表現を区別するため、実用的作品の目的、機能に着目する一つの基準を導入している点。即ち、その目的にとって必須のものはアイデアであり、必須でないものは表現であるとする基準である。その基準を前提に、本件プログラムの構造まで著作権の効力を及ぼしている点。

これらの詳しい内容は、後述する判決内容を参照して頂くとして、ここでは本判決に対する反対意見を簡単に述べる。

上記(1)の点に付いては、小説は鑑賞の対象であって実用品ではないので、産業経済活動へ大きな影響を与えるプログラムに小説についての著作権理論をそのまま適用することは、著作権法がめざす創作者の利益と社会の一般的利益との調和という目的に反してしまう。

上記(2)の点に付いては、そのような表現とアイデアとの区分基準によると、その目的の把握の仕方次第で(そのプログラム中にそのプログラムの目的が具体的に記載されているわけではなく漠然としている)、ある構造がアイデアになったり、表現になったりして表現とアイデアとの境界が不明確となる。そのため、広く目的を捉えると、その目的を達成するためのプログラムの構造は複数あるのが通常であるので、それらはすべて表現となってしまふ。その結果、著作権は、表現の保護という名目のもとに、従来アイデア(思想)と考えられていた領域まで広く事実上保護出来ることとなってしまふ。

そもそも技術思想の保護は、特許制度によって行うということが全世界的共通認識である。にもかかわらず、著作権制度によっても、表現の保護の名のもとに、事実上技術思想の保護が可能ということになると、多くの不都合が起こってくる。即ち、著作権は、特許法にいう新規性、進歩性などが要求されずに簡単に成立し、しかも、強制的な公開制度もなく、また権利内容は相対的とはいえ独占的排他権であり、更に権利期間は特許権より遥かに長期である。特に問題となる点は、著作権法には、その保護範囲を確定（制限）するための請求の範囲（クレーム）が存在しないことである。特許法におけるその請求の範囲の重要性を考慮すれば、請求の範囲を有しない著作権によって技術思想を広く事実上保護できるとすると、産業活動に大きな混乱があらたに生じるであろうことは容易に想像できる。また、表現の保護という名のもとに、事実上著作権による技術思想の大幅な保護を認めることは、コンピュータ利用分野に限られているとはいえ、極端に言えば特許制度の一角の空洞化を認めることになりかねない。それ故、著作権の保護範囲の限界を、特許法との関係からも慎重に検討する必要がある。

このように本判決は、弁理士の立場からみても、重大な問題をはらんだ判決である。

なお、本判決に付いては、特許管理（vol.37,NO.4 1987）、日経コンピュータ（1985.10.14,1987.6.8）、法とコンピュータ（NO.5,July 1987,NO.6,June 1988）などに解説が紹介されていることを付け加えておく。